

REPORT

信用保証レポート
Vol.98
令和4年3月号

◆掲載内容◆

- ・伴走支援型特別保証制度の改正について
- ・保証条件変更依頼書、保証条件変更申込書及び事故報告書の様式変更について
- ・テクニカルショウ・ヨコハマ2022で経営支援の取組みについて説明しました
- ・横浜銀行との保証事務説明会開催について
- ・信用保証書の電子交付開始について
- ・残高証明書発行のお願い
- ・Q&A 代位弁済に関すること
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和4年1月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙【第22回溝口駅前キラリデッキイルミネーション】
(川崎市高津区)



川崎市信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-Shi

川崎市信用保証協会は、及び川崎ブレイブサンダースを応援しています
©川崎フロンターレ

伴走支援型特別保証制度の改正について

令和4年2月1日から伴走支援型特別保証制度が一部改正されました。

制度の内容を以下にまとめましたので、ご確認ください。なお、新設、改正点は赤字で示しています。ご不明点等ございましたらお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】

企業支援課

044-211-0501

北支所企業支援課

044-850-0055

項 目	伴走支援型特別保証制度(略称:伴走特別)		
申込 人 資格要件	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者		
	経営安定関連4号	経営安定関連5号	一般保証(普通保険・無担保保険)
	(1)中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けていること(注1)	(2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少を要因とするものに限る。)を受け、かつ次のいずれかに該当すること(注1) ①売上高等減少率が15%以上であること ②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	(3)次のいずれかに該当すること(注1)(注2) ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
	注1:保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2:保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。		
添付書類	要件(1)経営安定関連4号の認定書	要件(2)①:経営安定関連5号の認定書 要件(2)②:経営安定関連5号の認定書 売上高減少要件確認書 (SN5号▲15%未満用)	要件(3)①②:売上高減少要件確認書 (一般保証用)
	経営行動計画書、経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書		
保証限度額	6,000万円		
保証割合	SN4号:全部保証(100%保証)	SN5号:責任共有対象(80%保証)	一般保証(普通保険・無担保保険):責任共有対象(80%保証)
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		事業資金
貸付形式	証書貸付又は手形貸付		
返済方法	一括又は分割返済		
保証期間	10年以内(据置期間5年以内)但し、一括返済の場合は1年以内		
保証料率	借入金額に対し0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) ※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。		一般保証の保証料率・保証料補助は、下図参照。
保証料補助	0.65%相当の額(経営者保証免除対応を適用の場合は0.85%)を国が補助する。 中小企業者は一律0.2%相当額を負担する。 ※条件変更保証料は補助対象外。		※担保割引・会計参与設置会社の割引は適用しない。 ※条件変更保証料は補助対象外。
担保	必要に応じて徴求する。		
保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。 【経営者保証免除対応】 次の①及び②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。 ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。		

一般保証(普通保険・無担保保険)の保証料率及び保証料補助										
通常料率 (経営者保証免除対応の適用なし)	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	保証料補助(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
	事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
経営者保証免除対応を適用する場合	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
	保証料補助(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
	事業者負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

保証条件変更依頼書、保証条件変更申込書及び事故報告書の様式変更について

令和4年4月1日から、保証条件変更依頼書、保証条件変更申込書及び事故報告書の押印廃止に伴い、次のとおり様式を変更します。

①「保証条件変更依頼書」

金融機関の押印を廃止します。また「確認状況記載欄」を追加します。

②「保証条件変更申込書」

「保証条件変更依頼書」の確認状況記載欄に、申込人の申込意思と内容について金融機関が確認している旨の記載がある場合には、申込人の自署及び押印を不要とします。

③「事故報告書」

金融機関の押印を廃止します。

令和4年4月1日からは新様式をご利用いただきますようお願いいたします。なお、新様式は3月中に各金融機関に送付予定です。ご不明な点などございましたら、問合せ先にお電話ください。

【お問合せ先】
経営支援推進課 044-211-0504

テクニカルショウ・ヨコハマ2022で経営支援の取組みについて説明しました

令和4年2月4日、テクニカルショウ・ヨコハマ2022の神奈川中小企業診断士会のブースで開かれた経営ミニセミナーにおいて、当協会が行っている専門家派遣事業などの経営支援について、取組事例を交えながら説明しました。

当日は中小企業や各支援機関等にご参加いただきました。



横浜銀行との保証事務説明会開催について

令和4年2月15日に横浜銀行営業戦略部ビジネスローンプラザ、川崎支店、武蔵小杉支店及び新百合ヶ丘支店の若手行員を対象とした保証事務説明会を開催しました。

保証の申込手続き、各種保証制度の特徴及び専門家派遣等の経営支援についての説明と意見交換を行いました。

保証事務説明会は対面形式又はオンラインでも開催いたしますのでお気軽にお問合せください。



【お問合せ先】
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

信用保証書の電子交付開始について

当協会では、令和3年5月からインターネット上で電子署名を付与した電子保証書を金融機関に交付する、信用保証書の電子交付サービスを行っています。電子化により信用保証書を即時に交付できるため、従来の紙媒体による交付に比べ、保証決定後の迅速な融資実行が可能となります。

令和4年1月17日から、新たにさわやか信用金庫の交付を開始したことにより、あわせて7金融機関に信用保証書の電子交付を行っています。

今後も順次拡大予定ですので、詳細や導入の検討につきましてはお問合せ先までご照会ください。

【お問合せ先】
総務企画課 044-211-0503

残高証明書発行のお願い

当協会と預金取引のある金融機関には年度末の預金残高証明書発行をお願いしております。今年も令和4年3月末時点の残高証明書発行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別途依頼文書を3月中旬に発送いたします。

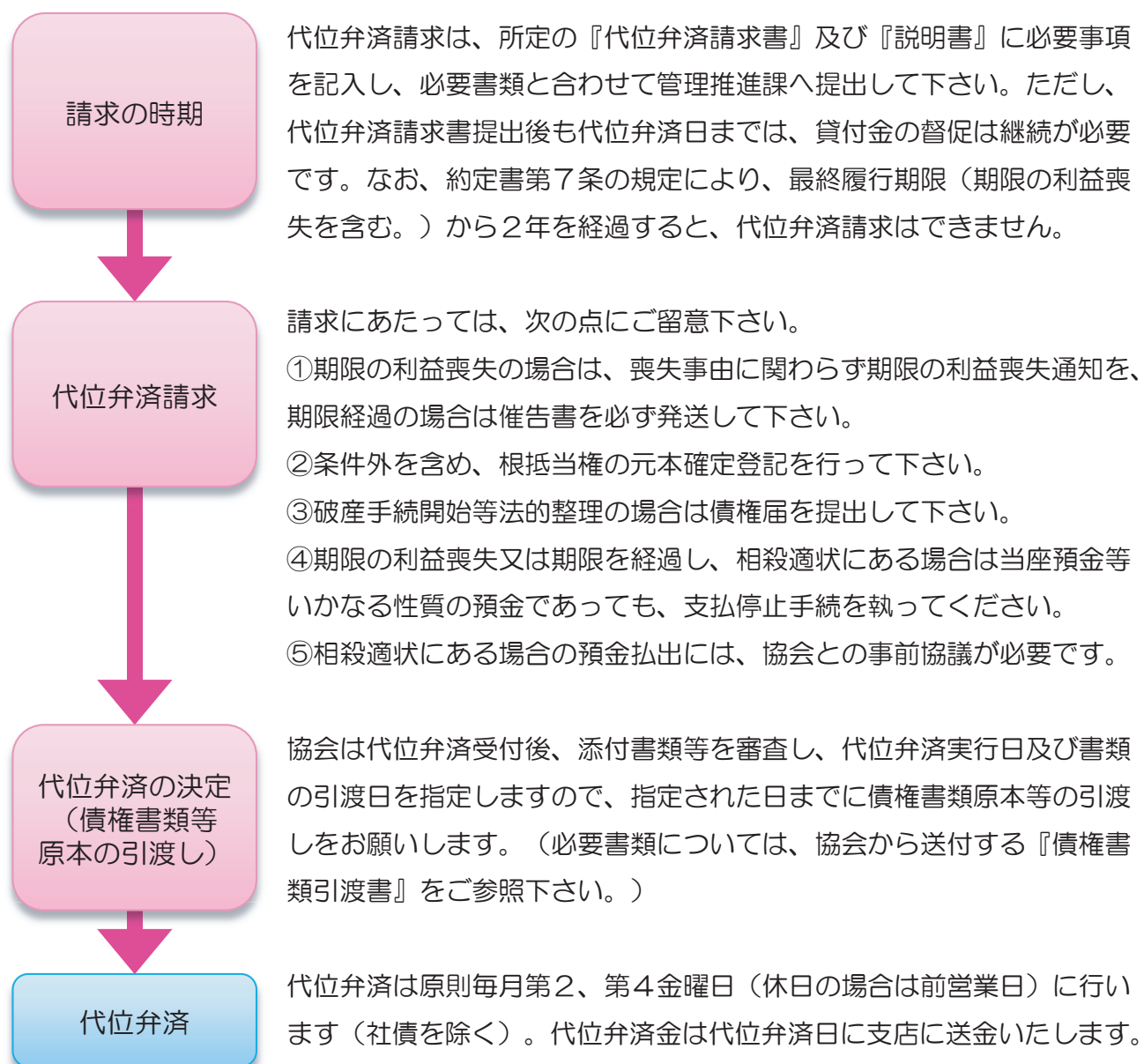
【お問合せ先】
総務企画課 044-211-0503

Q & A 代位弁済に関すること

Q. 代位弁済の事務手続きは、どのような流れになっているのでしょうか。

A. 代位弁済事務手続きの流れ

金融機関において保証付債権の回収が困難と判断され、『事故報告書』提出後、協会と協議の結果代位弁済請求方針となった場合には、所定の『代位弁済請求書』及び『説明書』を送付いたします。



【資料】

業務概況 (令和4年1月末)

単位:千円、%

	当月中			年度累計		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	162	1,769,400	38.8	2,079	28,721,104	19.5
保証債務残高	-	-	-	16,139	214,854,606	102.9
代位弁済	8	106,483	178.5	81	860,046	65.6
回収	-	33,374	278.8	-	345,116	143.3

【保証承諾】

保証承諾は2,079件(25.2%)、28,721,104千円(19.5%)で、件数、金額ともに前年を大きく下回りました。

・金融機関別

いずれの金融機関群とも前年を大きく下回りました。

・業種別

すべての業種で前年を大きく下回りました。

・制度別

小規模資金【市制度】(321.1%)、創業【市制度】(190.7%)、協会制度(163.5%)及び協会一般保証(101.3%)は前年を上回りました。

新型コロナウイルス感染症に関連した保証は、824件、15,726,739千円で保証承諾全体の54.8%を占めています。

【保証債務残高】

保証債務残高は16,139件(103.6%)、214,854,606千円(102.9%)で、件数、金額ともに前年を上回りました。

【代位弁済】

代位弁済は81件(66.4%)、860,046千円(65.6%)で、件数、金額ともに前年を下回りました。

各区分別保証状況 (令和4年1月末)

1. 金融機関群別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	345	11,822,669	441.3	61	1,309,400	11.1
地方銀行	690	18,233,362	822.0	156	3,546,600	19.5
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	299	6,414,300	489.2	87	1,749,401	27.3
信用金庫	6,891	110,038,536	507.9	1,775	22,115,703	20.1
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	0	0	-	0	0	-
商工中金	12	567,191	238.9	0	0	0.0
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	8,237	147,076,058	523.2	2,079	28,721,104	19.5

2. 金融機関群別保証債務残高状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	1,289	22,236,084	131.9	1,128	19,614,170	88.2
地方銀行	1,406	25,008,855	210.5	1,419	25,676,415	102.7
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	601	9,701,076	180.1	629	10,148,509	104.6
信用金庫	12,200	150,531,559	182.5	12,902	158,541,323	105.3
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	1	46	33.3	0	0	0.0
商工中金	84	1,266,366	119.3	61	874,189	69.0
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	15,581	208,743,985	177.4	16,139	214,854,606	102.9

3. 金融機関群別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	20	421,140	120.4	6	77,947	18.5
地方銀行	7	54,391	30.7	3	21,730	40.0
信託銀行	0	0	-	0	0	-
第二地銀協加盟行	3	53,358	55.0	1	4,296	8.1
信用金庫	92	782,697	77.0	70	752,098	96.1
信用組合	0	0	-	0	0	-
農業協同組合	0	0	-	0	0	-
商工中金	0	0	-	1	3,974	-
日本公庫	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	-	0	0	-
合計	122	1,311,586	77.6	81	860,046	65.6

4. 業種別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	1,200	24,296,850	451.1	216	3,101,700	12.8
卸売業	681	15,407,750	496.8	175	3,811,461	24.7
小売業	1,401	19,891,377	558.4	331	4,098,830	20.6
建設業	2,595	48,336,262	543.5	672	8,921,398	18.5
サービス業	1,762	26,741,925	560.4	494	5,801,880	21.7
不動産業	327	5,624,803	436.0	109	1,642,535	29.2
その他の産業	271	6,777,091	613.8	82	1,343,300	19.8
合計	8,237	147,076,058	523.2	2,079	28,721,104	19.5

5. 業種別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	15	141,612	59.0	10	111,331	78.6
卸売業	11	67,347	24.4	8	59,748	88.7
小売業	27	308,753	138.5	10	80,964	26.2
建設業	35	415,838	95.3	28	424,683	102.1
サービス業	28	250,021	71.2	15	94,243	37.7
不動産業	4	35,009	45.9	0	0	0.0
その他の産業	2	93,006	105.0	10	89,078	95.8
合計	122	1,311,586	77.6	81	860,046	65.6

6. 制度別保証承諾状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	63	962,377	30.8	108	1,573,300	163.5
内、創業	2	11,500	287.5	1	15,000	130.4
川崎市制度	8,142	145,236,548	624.2	1,933	26,259,004	18.1
内、コロナ対応資金	6,666	108,644,613	-	355	7,611,255	7.0
内、小規模資金	61	606,780	18.1	231	1,948,400	321.1
内、経営安定資金	1,056	33,289,450	289.5	349	7,394,684	22.2
内、経安災害コロナ	387	11,215,800	-	4	134,000	1.2
内、危機対策コロナ	498	17,244,550	-	8	222,133	1.3
内、創業	89	531,360	74.4	174	1,013,340	190.7
協会一般保証	32	877,133	51.1	38	888,800	101.3
合計	8,237	147,076,058	523.2	2,079	28,721,104	19.5

7. 制度別代位弁済状況

単位:千円、%

	前年度月末			当年度月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
協会制度	27	265,636	74.6	9	138,451	52.1
内、創業	2	12,972	29.8	0	0	0.0
川崎市制度	90	1,017,481	85.2	68	666,673	65.5
内、コロナ対応資金	1	7,949	-	23	206,819	2601.8
内、小規模資金	15	97,536	64.9	6	39,674	40.7
内、経営安定資金	24	521,986	93.7	15	327,336	62.7
内、経安災害コロナ	1	30,063	-	1	7,858	26.1
内、危機対策コロナ	0	0	-	0	0	-
内、創業	5	17,170	69.2	4	17,169	100.0
協会一般保証	5	28,470	20.1	4	54,922	192.9
合計	122	1,311,586	77.6	81	860,046	65.6

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回:45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がありません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス(AM10:00～)について
乗り場: 溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」

※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通 巻 第98号 令和4年3月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

